

## 教育事務所ごとに健康管理室の設置を求める意見書

2025年6月11日、参議院本会議において、給特法等の改正案「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が可決され成立了。

法の第8条では、「教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するために計画の策定・公表・計画の実施状況の公表を義務付ける」とある。その中で、計画の策定・実施に関して、県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務としている。

沖縄県教職員の精神疾患は、2024年度268人で、その割合が17年連続全国1位となっており、メンタルヘルス対策が急務である。その対策としても健康確保措置が期待されているが、沖縄県の現状は、離島が多く産業医等の専門家を見つけることが困難で、財政が厳しい状況の中、健康確保措置の計画・策定・実行のための予算措置が困難等の課題がある。

その課題を解決し健康確保措置を進めるために、各教育事務所へ「健康管理室」を設置し、市町村教育委員会が県教育委員会からの助言を得られ健康確保措置を実効性のあるものにしていただきたい。教職員のメンタルヘルス対策が機能することで、病気休職者が減り、教職員の仕事負担も軽減される。働き方改革が実感できるものになるためにも健康管理室が設置され、健康確保措置が実施されるよう下記事項を求める。

### 記

1 県内公立小中学校における健康管理措置の計画の策定・実施を円滑に進めるため、教育事務所ごとに「健康管理室」を設置すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月25日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

沖縄県 沖縄県教育委員会